

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

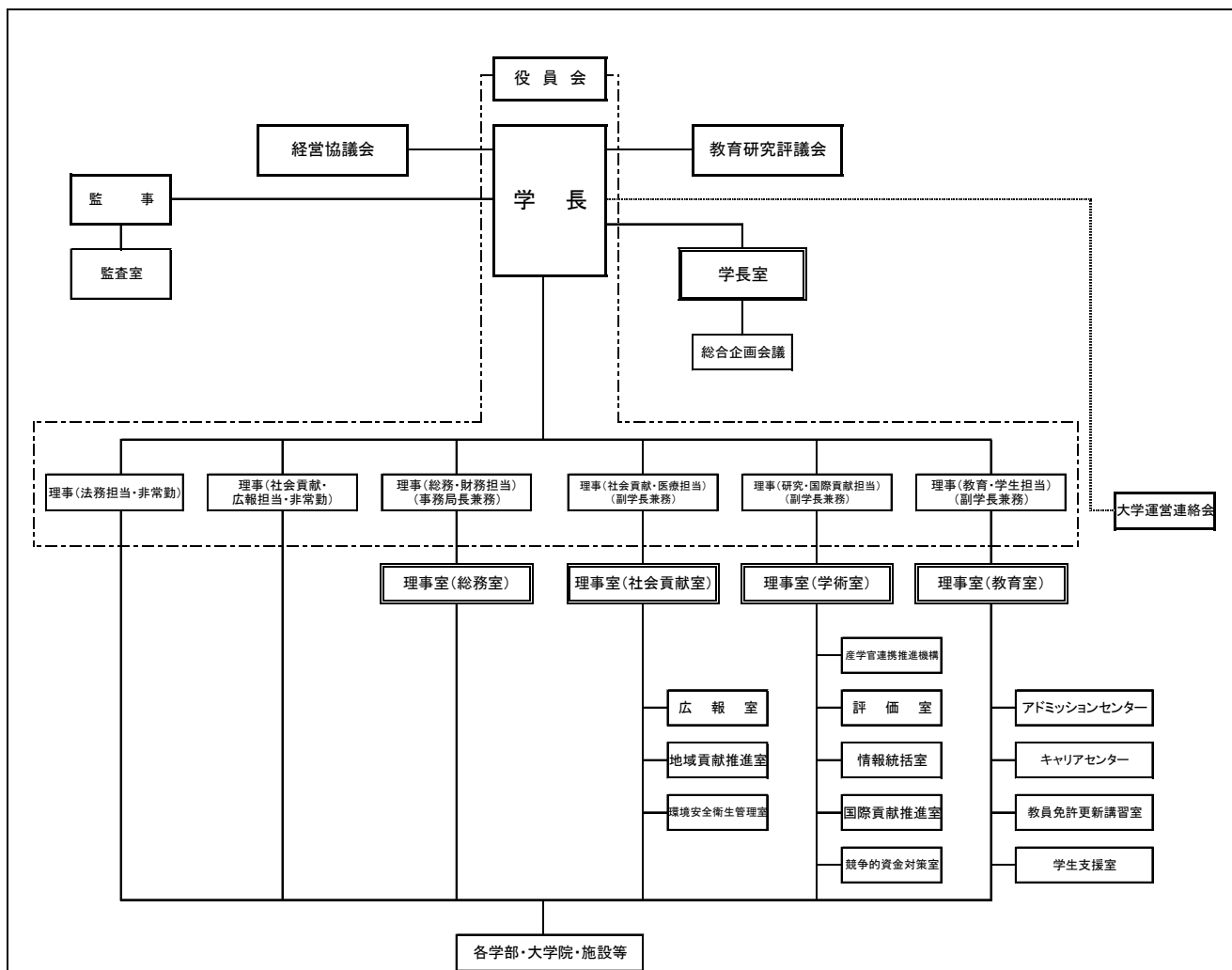
観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

(1) 管理運営組織

管理運営のための組織として、「国立大学法人佐賀大学規則」(第3条, 第5条, 第6条) (参照資料 11-1-①-ア) に基づき、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を設置し、下記 (資料 11-1-①-A) で示す組織体制を整備している。

資料 11-1-①-A： 運営組織図



(出典：事務局資料)

役員会は、学長及び6名の理事で構成し、法人全体に関する重要事項を審議している（参照資料 11-1-①-イ）。各理事は、それぞれの担当を担い、全学的マネジメントを行っている。

経営協議会は、学外委員7名、学内委員7名で構成し、経営に関する重要事項を審議し（参照資料 11-1-①-ウ）、教育研究評議会は、学長、理事（副学長）、学部長、学部選出評議員等18名で構成し、教育研究に関する重要事項を審議している（参照資料 11-1-①-エ）。

さらに、学長補佐を配置するとともに、学長室、理事室を設置し、役員の補佐機能を強化している（参照資料 11-1-①-オ～キ）。

また、各理事の下に、広報室、環境安全衛生管理室、情報統括室、評価室など9つの室、1つの機構及び2つのセンターを設置し、大学運営に関わる委員会と教学に関わる委員会（資料 11-1-①-B）が連携した運営を行っている。

### 資料 11-1-①-B： 全学委員会一覧

大学評価委員会	学生委員会
人事制度委員会	情報政策委員会
安全衛生管理委員会	情報公開・個人情報保護委員会
同和・人権問題委員会	利益相反委員会
佐賀大学基金管理委員会	研究費不正防止計画推進委員会
地域貢献推進委員会	遺伝子組換え実験安全委員会
施設マネジメント委員会	動物実験委員会
入学試験委員会	放射性同位元素等安全管理委員会
大学教育委員会	医学部附属病院再開発計画委員会
教員養成カリキュラム委員会	新型インフルエンザ対策委員会

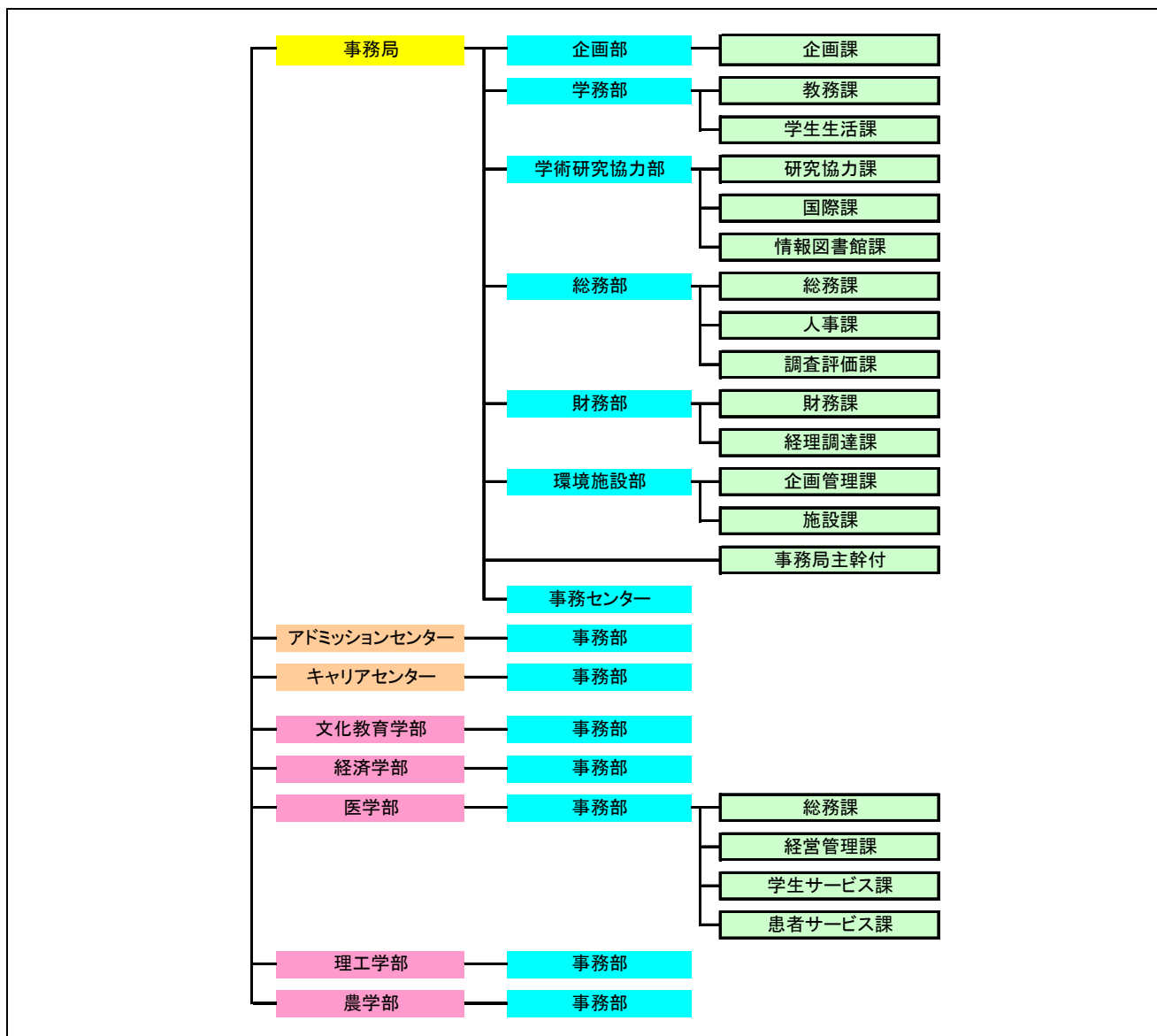
（出典：事務局資料）

#### （2）事務組織

事務組織及び事務分掌は、「事務組織規程」（参照資料 11-1-①-ク）に基づき、下記の事務組織図（資料 11-1-①-C）に示すように、6部13課、2主幹付、5学部事務部等で構成し、約290名の常勤職員と約280名の非常勤職員を配置し、職務を遂行している。

事務の管理運営については、事務連絡会議（参照資料 11-1-①-ケ）を毎月開催し、円滑な運営を図っている。

資料 11-1-①-C : 事務組織図



(出典：事務局資料)

(3) 危機管理

危機管理については、「危機管理対策要項」を制定し、下記(資料 11-1-①-D)に示すように、役割、連携、対応決定プロセス等を明確にした危機管理体制を構築し、「危機管理基本マニュアル」(参照資料 11-1-①-C)を策定するなど、危機管理対策を講じている。

資料 11-1-①-D : 危機管理対策要項 (抜粋)

(危機管理に対する基本的な考え方)

第6条 学生等の安全確保及び本学の施設の管理を図りながら、教育、研究、医療、社会貢献等の質の向上を図り、本学の社会的信頼を保ち続けるために、次に掲げる平常時、緊急時及び収束時の危機管理について、それぞれの局面に応じた課題を検討し実行するものとする。

—中略—

(危機管理の局面に応じた体制)

第7条 前条に掲げる危機管理に対する基本的な考え方を踏まえ、本学の危機管理体制として、本学の諸活動を遂行する上で生じる様々な問題に適切に対処する運営体制（学長、理事、部局長、職員）を基本として、危機管理の局面に応じ、次に掲げる役割を担うものとする。この場合において、危機管理の局面に応じた体制は、全学に共通する包括的なものであり、現在、全学又は部局等で作成されている個別の危機事象に対応する関係の規程、緊急対応手順（マニュアルを含む。以下同じ。）等は、今後も引き続き維持しながら必要に応じて見直しを行う。

(1) 平常時の危機管理

イ 危機管理担当理事及び各理事の役割

- 1) 危機管理担当理事（社会貢献・医療担当理事をもって充てる。以下同じ。）は、各理事が講じる防止策等について必要に応じて調整を行うとともに、全学の危機管理体制の点検・整備に努めるものとする。
- 2) 各理事は、部局長と連携して担当分野における潜在リスクの正確な洗い出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じてリスクが顕在化した場合の緊急対応手順の作成又は見直しを行い、担当分野の危機管理に万全を期すものとする。

ロ 部局長の役割

部局長は、部局等における潜在リスクの正確な洗い出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じてリスクが顕在化した場合の緊急対応手順の作成又は見直しを行い、部局等の危機管理に万全を期すものとする。

ハ 事務局各部及び各部局事務部等の職員の役割

事務局各部及び各部局事務部等の職員は、各担当理事及び部局長の指揮の下で所掌事務に係る危機管理に必要な業務を行うものとする。この場合において、総務部長は、必要に応じて連絡調整を行うものとする（緊急時及び収束時の場合において同じ。）。

(2) 緊急時の危機管理

危機事象に応じて、次に掲げるとおり緊急時の危機管理を行うものとする。

イ 職員は、危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、危機事象の状況について、当該部局長に通報するとともに、必要に応じて、初期対応を行い、関係機関に通報するものとする。

ロ 当該部局長は、危機事象の状況を確認し、必要に応じて、関係機関に通報するとともに、被害者又は被災者とその関係者（以下「被害者等」という。）への適切な対応を行い、危機事象への対応中又は対処後に、事務局担当部長及び総務部長に報告するものとする。報告については、原則として別記様式を用いるものとし、その状況によっては電話等による報告も可能とする。

ハ 事務局担当部長及び総務部長は、速やかに学長、担当理事及び危機管理担当理事に報告するものとする。

ニ 当該部局長は、必要に応じて、担当理事、危機管理担当理事及び広報担当理事と連携してマスコミへの対応を適切に行うものとし、その結果について、速やかに学長に報告するものとする。

ホ 学長は、各部局における危機事象の解決が困難であると判断したときは、全学的立場で組織的、集中的に重大な危機事象への対処、関係機関への通報、被害者等への対応等を任務とする危機対策本部を設置し、危機事象に対し適切に対処するものとする。

ヘ 危機対策本部は、本部長に学長を、副本部長に危機管理担当理事を、部員に理事、副学長、本部長が指名する部局長及び職員をもって組織する。

(3) 収束時の危機管理

危機管理担当理事、各理事、部局長、事務局各部及び各部局事務部等の職員は、連携してリスク顕在化の要因分析を行い、再発防止策を確立するとともに、危機事象への対応の検証を行い、適切な危機管理体制を確立する。

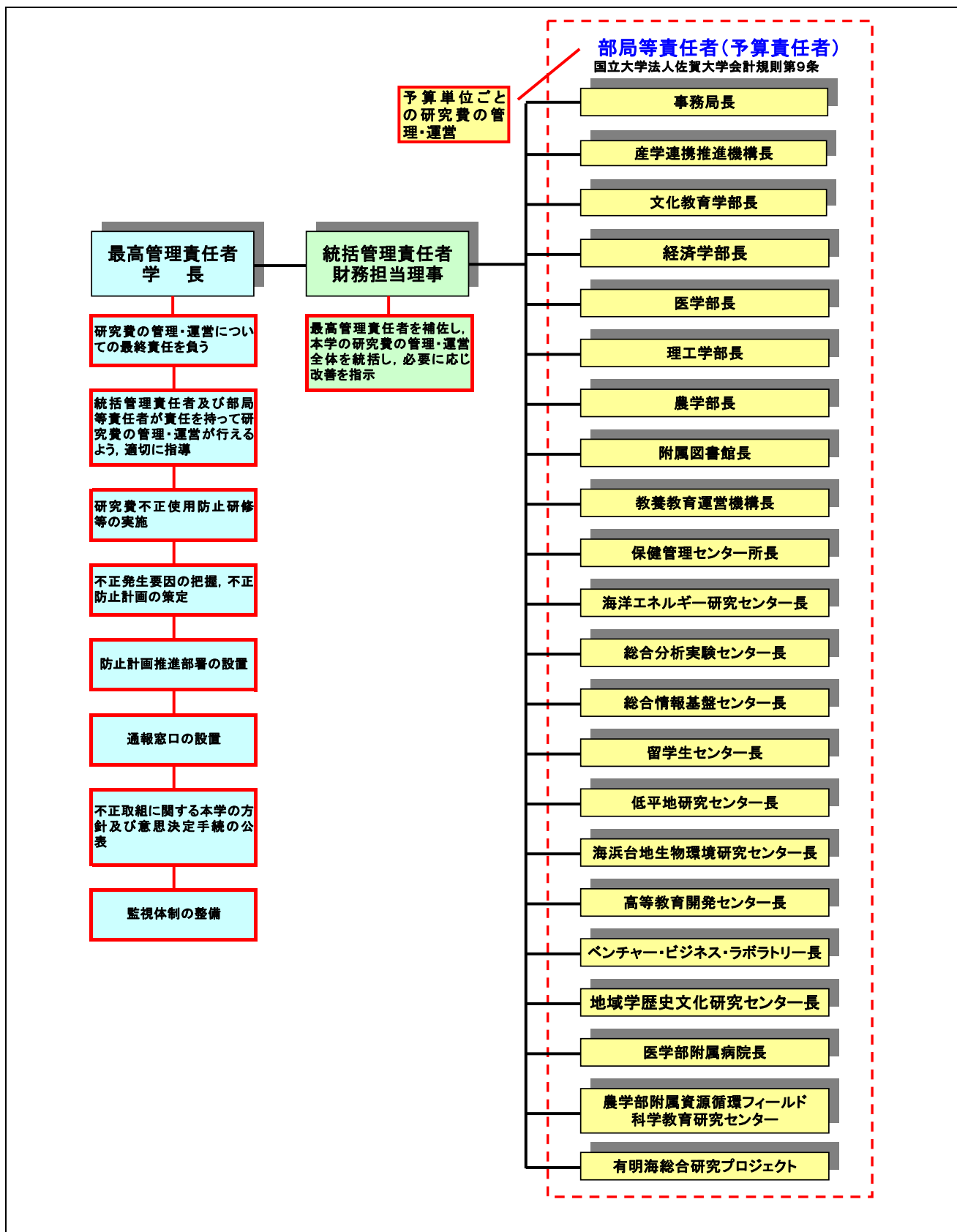
(出典：国立大学法人佐賀大学危機管理対策要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/kikikanri.htm>))

研究費等の不正使用防止については、「研究費不正使用防止規則」(参照資料 11-1-①-サ)を制定し、下記(資料 11-1-①-E)で示す不正使用防止責任体制を構築し、「研究費不正防止計画運用ガイドライン」(参照資料 11-1-①-シ)を策定するなど、不正使用防止策を講じている。

生命倫理に関しては、「医学部 医の倫理に関する規程」(参照資料 11-1-①-ス)に基づき、医学部倫理委員会を組織し、関係法令・指針に沿った審議・審査を行っている。

安全衛生管理については、「安全衛生管理規程」(参照資料 11-1-①-セ)を定め、関係法令に基づいた安全衛生管理体制及び安全衛生管理委員会を置き、各事業場ごとに安全衛生委員による定期的な巡回を行うなどの安全対策を講じている。

資料 11-1-①-E : 研究費不正使用防止責任体系図



(出典:研究費の不正使用防止に向けた佐賀大学の取組みについて ウェブサイト (<http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/index.html>))

参照資料 11-1-①-ア：国立大学法人佐賀大学規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>)  
 参照資料 11-1-①-イ：国立大学法人佐賀大学役員会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/yakuin.htm>)  
 参照資料 11-1-①-ウ：国立大学法人佐賀大学経営協議会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/keiei.htm>)  
 参照資料 11-1-①-エ：国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyogikai.htm>)  
 参照資料 11-1-①-オ：国立大学法人佐賀大学学長補佐設置要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/gakuchohosa.htm>)  
 参照資料 11-1-①-カ：国立大学法人佐賀大学学長室要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakuchositu/gakuchositu.htm>)  
 参照資料 11-1-①-キ：国立大学法人佐賀大学理事室要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakuchositu/rijisitu.htm>)  
 参照資料 11-1-①-ク：国立大学法人佐賀大学事務組織規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/jimusosiki.htm>)  
 参照資料 11-1-①-ケ：国立大学法人佐賀大学事務連絡会議規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/jimuren.htm>)  
 参照資料 11-1-①-コ：佐賀大学危機管理基本マニュアル【学内専用：訪問調査時に開示】  
 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/kikikanrimanyu/kikikanrimanyu.htm>)  
 参照資料 11-1-①-サ：国立大学法人佐賀大学研究費不正使用防止規則  
 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kenkyu/kenkyuhi.htm>)  
 参照資料 11-1-①-シ：研究費不正防止計画運用ガイドライン (<http://www.saga-u.ac.jp/kokusai/index/sakata/fusei3.pdf>)  
 参照資料 11-1-①-ス：佐賀大学医学部医の倫理に関する規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/igakuhtm/rinri.htm>)  
 参照資料 11-1-①-セ：国立大学法人佐賀大学安全衛生管理規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/gakunai/syugyo/eisei.htm>)

### 【分析結果とその根拠理由】

管理運営組織として、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」などを設置するとともに、学長及び理事の補佐体制や各理事の下に管理運営の実務を行う「室」や各種委員会など、法人と大学の一体運営を推進するための体制等が整備されている。事務組織は、6部13課、2主幹付、5学部事務部等からなる事務体制が整備され、大学の目的の達成に向けて必要な適切な規模と機能を備えている。危機管理については、規程・要項等で明示された「危機管理体制」や「研究費不正使用防止責任体制」等が整備されており、「危機管理基本マニュアル」及び「研究費不正防止計画ガイドライン」などが策定されている。

以上のことから、管理運営のための組織及び事務組織並びに危機管理等に係る体制が整備されている。

**観点 11-1-②：大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。**

### 【観点に係る状況】

学長、常勤理事及び学長室所属の学長補佐で構成する「運営戦略会議」(参照資料 11-1-②-ア)を月3回程度開催し、学長のリーダーシップの下に方針・対策等を練る運営体制を構築している。また、学長が議長を務める役員会、経営協議会、教育研究評議会において、それぞれ審議事項の最終的な意思決定を行っている。

また、学長、理事、学部長等で構成する「大学運営連絡会」を毎月2回開催し、法人と教学組織との意思連携を図る運営体制や、観点 11-1-①で述べた各室、各種委員会の長に理事、副学長、学長補佐等を充てる組織体制により、法人の意思が効果的に実行される形態となっている。

参照資料 11-1-②-ア：国立大学法人佐賀大学運営戦略会議要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/unei.htm>)

## 【分析結果とその根拠理由】

学長を中心とした協議体制で方針・対策等の案が練られ、「役員会」、「経営協議会」、「教育研究評議会」で学長のリーダーシップの下で意思決定が行われており、各室、各種委員会の長には、理事、副学長、学長補佐等を充て、意思決定に基づいた機動的な業務遂行体制を確保していることから、明確な責任体制、意思決定のプロセス、組織間の連携が図られており、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

**観点 11-1-③：大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。**

## 【観点に係る状況】

学生からは、「学生対象アンケート調査」(別添資料 11-1-③-1)、「どがんね、こがんよ、学生懇談会」(別添資料 11-1-③-2) や意見投書箱「VOICE」(別添資料 11-1-③-3) などの仕組みにより、様々なニーズ・意見等を把握している。

教員からは、各種委員会、大学運営連絡会、各学部における教授会・学科会議及び意見公募等を通じて意見を聴取し、管理運営に反映させている。

事務職員からは、事務連絡会議、部長会、各課内等の打合せなどを通じた要望やニーズの把握とともに、「事務系職員提案制度」により、事務業務等の改善を推進している(別添資料 11-1-③-4)。

学外関係者からは、経営協議会を構成する外部有識者の意見、広報室や産学官連携推進室等の外部アドバイザーからの意見、報道機関との懇談会「二十日会」での意見、広報誌「かちがらす」に同封した返信はがきによる意見、ウェブサイトの「ご意見箱」に投書された意見など、学外からの意見・助言を幅広く聴取することにより、学外からのニーズに対する対応を行っている。

これらのニーズを管理運営に反映した事例として、下記(資料 11-1-③-A) に示すものなどがある。

## 資料 11-1-③-A：各種ニーズの反映事例

意見・要望・感想等		対応等
先日、大学を訪れたが、雑草やごみが雑然としている箇所があった。大学の好感度を学生・企業・地域住民に印象付けるためには、「校内美化を先生、職員、学生の全員」で定期的に取り組んではどうか。	平成 18 年度 広報誌 (かちがらす 8 号)	「キャンパス・クリーンデー」として、学長以下職員及び学生の参加により、休業月を除いた毎月 1 回全学一斉に清掃を行うこととした。
大学のメディア対応も「広報」の枠にとどまらない戦略性が必要である。	経営協議会(平成 19 年度第 1 回)	広報戦略会議を設置した。
お土産用に「佐賀大ぼうろ」みたいなのがあれば、いいと思います。	平成 20 年度 広報誌 (かちがらす 14 号)	現在(H21.3月)、佐賀大学生協の協力の下、県内有名製菓会社との連携により、佐賀大学オリジナルのお土産を商品化に向け、企画検討中。
大学入門科目でハラスメントの講義を行って、どうか。	平成 20 年度 学生モニター会議	健康科学の授業に織り込んだり、理工学部では、フレッシュマンセミナーにて取り上げていく予定。

(出典：各事業年度に係る業務の実績に関する報告書 資料編)

別添資料 11-1-③-1：平成 20 年度学生対象アンケート報告書  
 別添資料 11-1-③-2：「どがんね、こがんよ、学生懇談会」等 要望・意見一覧  
 別添資料 11-1-③-3：「VOICE」投書用紙  
 別添資料 11-1-③-4：事務系職員提案制度パンフレット

【分析結果とその根拠理由】

上記のように、様々な取組により学内外の関係者からのニーズを把握しており、反映事例に示すように適切に管理運営に反映している。

観点 11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人法第 11 条第 4 項の規定に基づき、「監事監査規程」(参照資料 11-1-④-ア) を定め、業務監査担当の常勤 1 名及び会計監査担当（非常勤 1 名）の監事を置いている。

監事は、「監査室」(参照資料 11-1-④-イ) 及び会計監査人と連携し、各年度の監事監査計画による定期監査と必要に応じた臨時監査を、ヒアリング等による調査や書面監査、実地監査などの方法により実施し、監査結果報告書(別添資料 11-1-④-1) を学長へ報告している。また、監事は役員会、経営協議会などの重要な会議に陪席し、業務等の実施状況を調査・確認している。

監事からの意見等は、下記の例(資料 11-1-④-A) に示すとおり大学運営に反映している。

資料 11-1-④-A： 監事からの意見等の反映状況

監事監査の項目	提言又は意見	活用と対応
個人情報管理について	部局等において、個人情報事務取扱主任として誰が指名されているのかという認知度が低いようです。現在の大学全体の管理体制を再確認し、全学部統一しての管理行動が必要であると考えます。個人情報の管理責任体制をホームページに掲載することなどにより、学内に周知する必要があります。	個人情報の適正な管理を徹底するため、部局責任者一覧をホームページに掲載し周知を図るとともに、責任者の変更が生じた場合、また、仮に情報漏えい等の事例が発生した場合は、速やかに総務課に報告するよう指導しております。

(出典：平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書 資料編)

別添資料 11-1-④-1：平成 20 年度監事監査報告書

参照資料 11-1-④-ア：国立大学法人佐賀大学監事監査規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/suisinsitu/kanzikansa.htm>)

参照資料 11-1-④-イ：国立大学法人佐賀大学監査室設置要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/somu/kansasitu.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

監事は、国立大学法人法及び本学が定めた監事監査規程、監事が定めた監事監査計画等により、業務監査を適切に実施するとともに、財務（会計）監査については、会計監査人の報告を受け、財務諸表、決算報告書の監査を実施している。また、役員会、経営協議会などの重要な会議に陪席するほか、業務及びその実施状況の調査・確認を行っており、監事として適切な役割を果たしている。



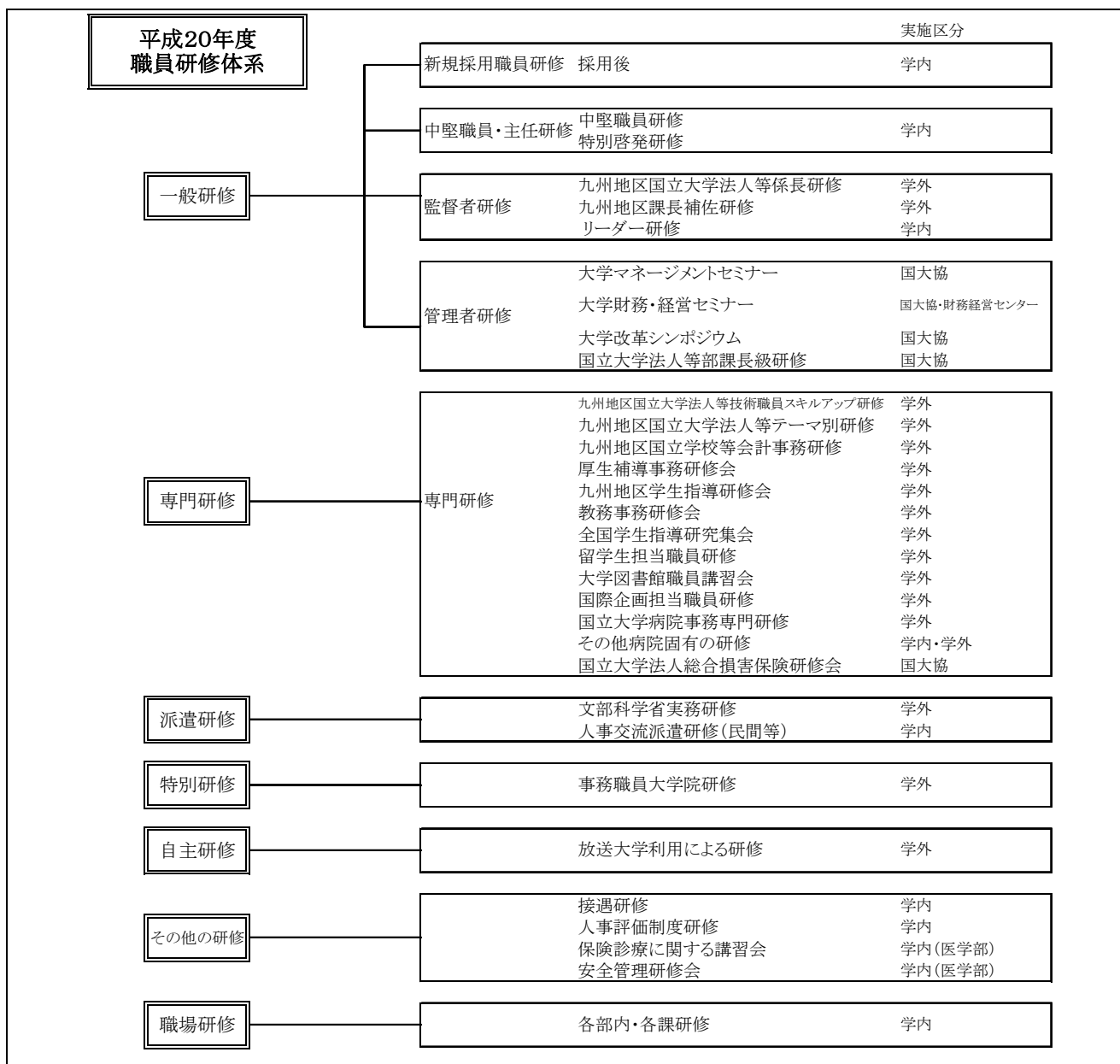
観点 11-1-⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

大学の運営管理の研修として、国立大学協会等が主催する大学マネジメントセミナー、国立大学病院経営セミナー等に、学長はじめ理事などの管理職員を参加させ、資質の向上を図っている。

事務組織は、一般研修（管理職員・事務監督職員・中堅職員・新規採用職員研修）及び専門研修等を体系化した下記「職員研修体系図」（資料 11-1-⑤-A）に基づき、各種研修を実施しており、「事務職員等の研修制度の基本的方針」（別添資料 11-1-⑤-1）を定め、スタッフ・ディベロップメント（SD）研修、人事交流派遣研修（参照資料 11-1-⑤-7）、大学院研修（参照資料 11-1-⑤-4）などを実施することで、資質の向上を図っている。

資料 11-1-⑤-A： 職員研修体系図



(出典：事務局資料)

別添資料 11-1-⑤-1：事務職員等の研修制度の基本的方針について

参照資料 11-1-⑤-ア：国立大学法人佐賀大学事務職員人事交流派遣研修実施要項  
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/hakenkensyu.htm>)

参照資料 11-1-⑤-イ：国立大学法人佐賀大学事務職員大学院研修実施要項  
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/daigakuinkensyu.htm>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

管理職員及び事務職員の管理運営に関するセミナー・研修への参加や各種の事務研修や事務職員の大学院研修などが実施されており、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

観点 11-2-①：管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

#### 【観点到に係る状況】

管理運営に関する基本方針は、本学の中期目標に「効果的な組織運営に関する方針」(資料 11-2-①-A)として定めている。その管理運営に係る規程は、「国立大学法人佐賀大学規則」(第3条～第7条)(参照資料 11-2-①-ア)に基づき、「役員会規則」(参照資料 11-2-①-イ)、「経営協議会規則」(参照資料 11-2-①-ウ)、「教育研究評議会規則」(参照資料 11-2-①-エ)、「学長選考規則」(参照資料 11-2-①-オ)、「学長選考会議規則」(参照資料 11-2-①-カ)、「理事の選考等に関する規則」(参照資料 11-2-①-キ)、「副学長選考規程」(参照資料 11-2-①-ク)などに加えて、「全学委員会規則一覧」(別添資料 11-2-①-1)に示す諸規程として整備し、これらの規則等には、管理運営に関わる委員や役員等の選考、責務及び権限等について、明確に規定している。

資料 11-2-①-A： 本学の中期目標

### Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 運営体制の改善に関する目標

効果的な組織運営に関する基本方針

- 1) 経営戦略と自由な教育研究活動の調和の取れた運営を行う。
- 2) 大学運営に大学外部の視点を導入し、社会に開かれた運営を行う。
- 3) 教授会等の意見を十分に把握して、学長・役員会の適切な意思決定と円滑な実施を促す。
- 4) 運営の透明性と公平性を図る。
- 5) 全学的運営と部局の運営の整合性を配慮する。

(出典：国立大学法人佐賀大学の中期目標 (<http://www.saga-u.ac.jp/koukai/chuukiitiran.pdf>))

別添資料 11-2-①-1：全学委員会規則一覧

参照資料 11-2-①-ア：国立大学法人佐賀大学規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/gakusoku/kisoku.htm>)

参照資料 11-2-①-イ：国立大学法人佐賀大学役員会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/yakuin.htm>)

参照資料 11-2-①-ウ：国立大学法人佐賀大学経営協議会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/keiei.htm>)

参照資料 11-2-①-エ：国立大学法人佐賀大学教育研究評議会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyogikai.htm>)

参照資料 11-2-①-オ：国立大学法人佐賀大学学長選考規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/gakuchosenko.htm>)

参照資料 11-2-①-カ：国立大学法人佐賀大学学長選考会議規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/gakucho.htm>)  
参照資料 11-2-①-キ：国立大学法人佐賀大学理事の選考等に関する規則  
(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/rizisenko.htm>)  
参照資料 11-2-①-ク：佐賀大学副学長選考規程 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/jinji/fukugakutyou.htm>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

上記のように、管理運営に関する方針が明確に定められ、諸規程が整備されており、委員や役員の選考、責務、権限等が規則等の中に明確に示されている。

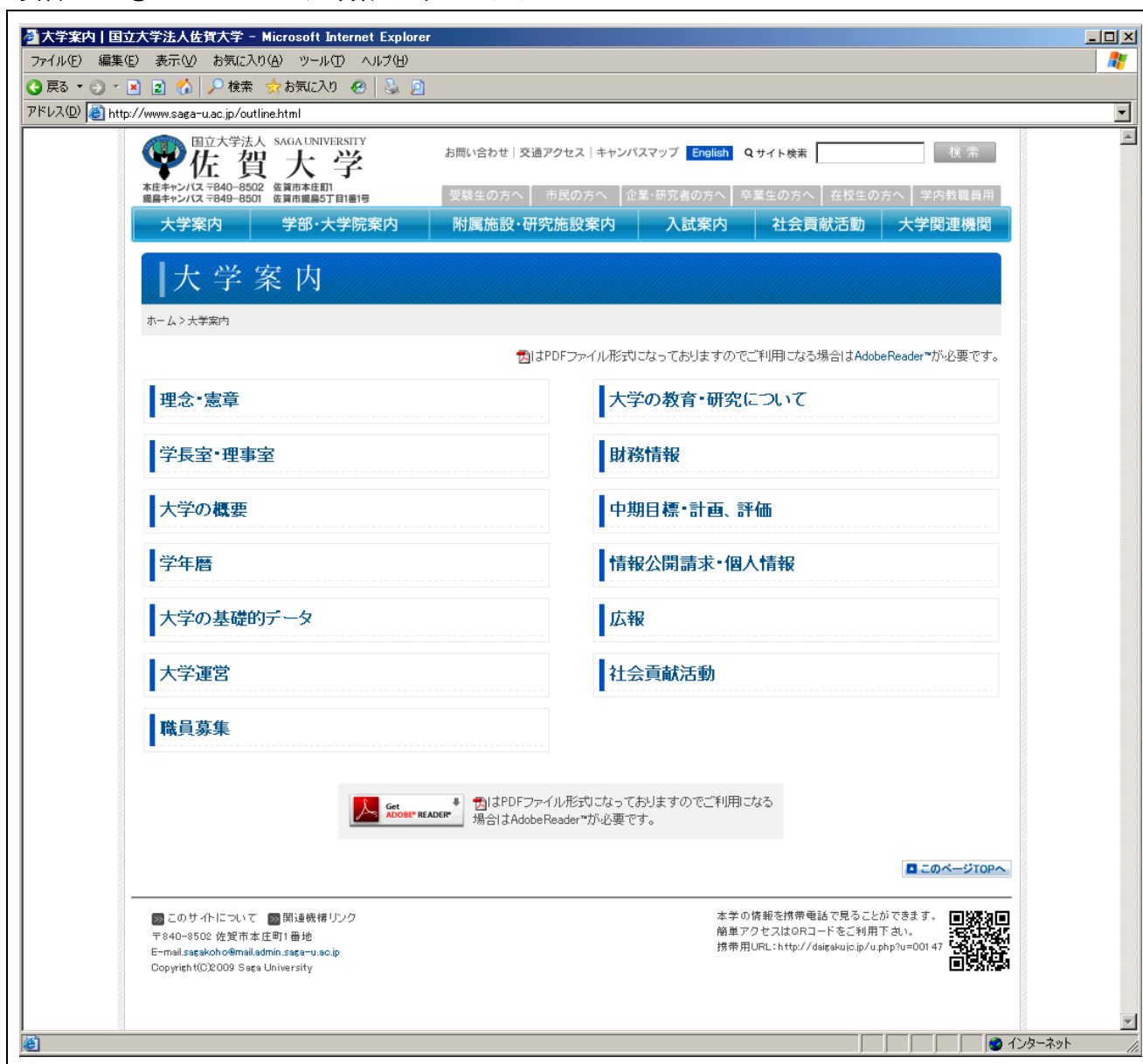
観点 11-2-②：大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

#### 【観点に係る状況】

本学の活動状況に関するデータの収集、蓄積、公表に係る体制として、「情報政策委員会」(参照資料 11-2-②-ア) と「広報室」(参照資料 11-2-②-イ) を置き、本学の基礎的データ、運営、財務情報、教育・研究活動、社会貢献活動、中期目標・計画、国立大学法人評価、自己点検・評価などの収集・蓄積したデータを整理し、本学ウェブサイト「大学案内」(資料 11-2-②-A) で公開している。

また、役員会、教育研究評議会などの会議記録やその他の文書データを文書管理システム(参照資料 11-2-②-ウ) で公開し、本学の教職員が学内から自由にアクセスし、活用することができるシステムになっている。

資料 11-2-②-A : 大学案内 ウェブサイト



(出典：大学案内 ウェブサイト (<http://www.saga-u.ac.jp/outline.html>))

参照資料 11-2-②-ア：国立大学法人佐賀大学情報政策委員会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/jyohoseisaku.htm>)  
 参照資料 11-2-②-イ：国立大学法人佐賀大学広報室設置要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/suisinsitu/kohositu.htm>)  
 参照資料 11-2-②-ウ：文書管理システム (<http://nw-docushare.admin.saga-u.ac.jp:29998/dsweb/>)

【学内限定：訪問調査時に開示】

【分析結果とその根拠理由】

大学の活動状況に関するデータや情報が、組織的に収集・蓄積されるとともに、本学ウェブサイトに掲載されており、教職員が必要に応じてアクセスし、活用できるようになっている。

観点 11-3-①：大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

(1) 自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目、実施状況

「大学評価の実施に関する規則」に基づき、下記（資料 11-3-①-A）の方針により、部局及び全ての職員を対象とした自己点検・評価（参照資料 11-3-①-ア～イ）を、教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営及び施設の領域を対象とした項目について、下記（資料 11-3-①-B）に示す実施体制で行っている。

資料 11-3-①-A： 大学評価の実施に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）が国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第14条の規定に基づき実施する各部局等における自己点検・評価（以下「部局等評価」という。）、職員個人の活動状況についての自己点検・評価（以下「個人評価」という。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に基づく国立大学法人評価委員会による中期目標・中期計画に関する評価（以下「中期目標・中期計画評価」という。）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく認証評価機関による大学認証評価（以下「認証評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

第2章 部局等評価

(部局等評価の目的)

第2条 部局等評価は、各部局等の目的を達成するための諸活動について自己点検・評価を行い、改善を図ることを目的とする。

(部局等評価の実施)

第3条 部局等評価は、評価項目ごとに、現状把握、現状分析、評価、評価結果に基づく改善等について行う。

2 部局等評価に当たっては、評価手法、評価基準及び評価の妥当性に関する検証（本学の職員以外の者による検証を含む。）を併せて行う。

3 部局等評価は、毎年度実施し、総合的な評価を6年に一度実施する。必要な場合は、中間評価を実施する。

—中略—

(部局等評価の対象領域等)

第5条 部局等評価は、原則として、教育、研究、国際交流・社会貢献、組織運営及び施設の5領域を対象とし、次に掲げる事項について行う。

—中略—

(評価結果の報告及び公表)

第7条 部局等における自己点検・評価の実施結果は、遅滞なく取りまとめ、学長に報告する。

2 部局等評価の結果は、文書冊子又は電子媒体等により、公表する。

第8条 学長及び部局長等（以下「学長等」という。）は、第3条第1項の評価結果に基づく改善等について、その達成状況を検証する。

第3章 個人評価

(個人評価の目的)

第9条 個人評価は、本学職員の活動状況について自己点検・評価を行い、職員の資質向上と諸活動の活性化を図ることを目的とする。

(個人評価の対象者)

第10条 個人評価は、常勤の全ての職員について実施する。

(個人評価の対象領域)

第11条 個人評価の対象とする活動は、大学教員においては、教育、研究、国際交流・社会貢献及び組織運営に関する領域とし、大学教員以外の職員については、その職種に関する領域とする。

(個人評価の方法等)

第12条 個人評価は、原則として、職員が作成する自己点検・評価書に基づいて行う。

2 個人評価は、各領域に関する段階評価と総合評価を行う。

3 個人評価に係る評価体制、評価項目、評価基準その他の評価実施方法は、本学職員の個人評価に関する実施基準（以下「個人評価実施基準」という。）の定めるところによる。

—中略—

（評価結果の活用）

第15条 学長等は、評価の結果を職員の諸活動の活性化を促すために活用するものとする。

2 学長等は、特に高い評価を受けた職員に対し、その活動の一層の向上を促すための適切な措置をとるものとする。

3 学長等は、その活動が十分でないとして評価された職員に対し、その理由を調査し、活動状況の改善について、適切な指導及び助言を行うものとする。

4 学長等は、個人評価結果の集計と総合的分析を行い、本学又は部局等における人事の適正化に積極的に活用するものとする。

（評価結果の公表）

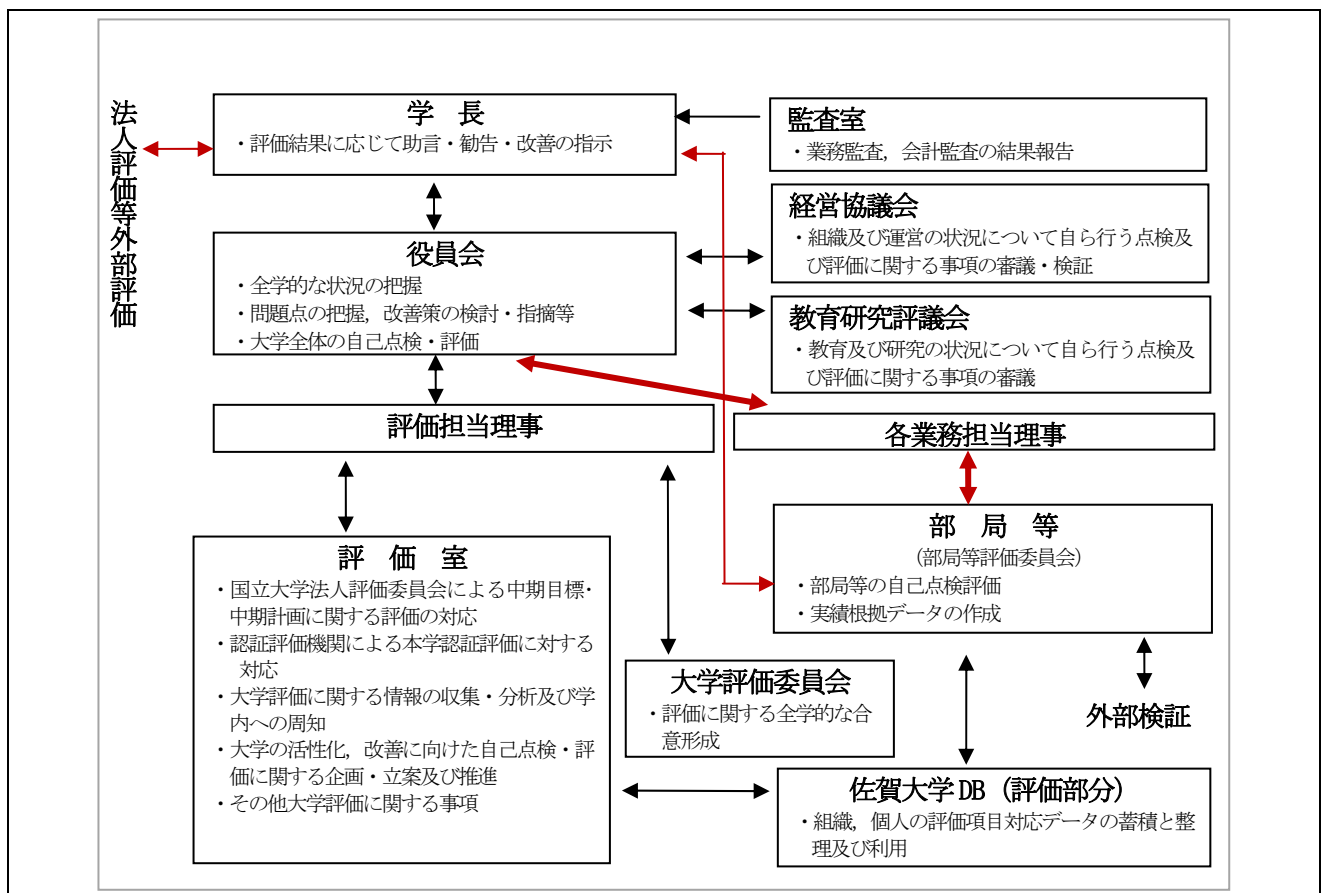
第16条 個人評価の結果は、個人情報として扱い、原則として公表しない。

2 教員の活動実績は、各学部等の単位で取りまとめ公表する。

3 学長等は、前条第4項による集計及び分析の結果並びに職員活動の現状について、適当な方法等で職員に周知するものとする。

（出典：国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokakisoku.htm>)）

資料 11-3-①-B： 自己点検・評価 体制図



(出典：事務局資料)

上記実施体制は、以下の役割分担と有機的な連携により、自己点検・評価を行っている。

- 1) 評価室は、教員 7 名・事務職員 5 名で構成し、本学の大学評価業務を一元的に扱い、評価に関わる企画・立案、自己点検・評価の推進、報告書の作成、評価結果の分析などを行っている (参照資料 11-3-①-ウ)。
- 2) 大学評価委員会は、評価担当理事を委員長として各学部選出の教員及び事務職員で構成し、本学の自己点検・評価のあり方、法人評価に関する自己点検・評価等について全学的見地からの審議を行っている (参照資料 11-3-①-エ)。
- 3) 各部局等では、それぞれの評価委員会 (参照資料 11-3-①-オ) を組織し、当該部局等における自己点検・

評価及び教員個人評価を実施している。

4) 学長及び役員会は、各種の評価結果及び活動状況等の報告を受け、経営協議会・教育研究評議会とともに現状・問題点の把握と改善に向けた検討・審議を行い、該当する部局等に対して改善の指摘・指示を行っている。

#### (2) 評価結果の公開状況

法人評価に関する自己点検・評価報告書及び評価結果、部局評価の自己点検・評価報告書（外部検証を含む）、個人評価の集計結果報告書については、本学ウェブサイトで公開している（参照資料 11-3-①-カ）。特に、法人評価結果については、全職員宛にメールを送付し、周知している。

参照資料 11-3-①-ア：国立大学法人佐賀大学における職員の個人評価に関する実施基準

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokaki.jun.htm>)

参照資料 11-3-①-イ：個人評価実施指針 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/kojinhyokasis.htm>)

参照資料 11-3-①-ウ：国立大学法人佐賀大学評価室設置要項

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/suisinsitu/hyokasitu.htm>)

参照資料 11-3-①-エ：国立大学法人佐賀大学大学評価委員会規則 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyoka.htm>)

参照資料 11-3-①-オ：各学部評価委員会規程

文化教育学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/bunkyo/hyokaiinkai.htm>)

経済学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/keizai/hyouka.htm>)

医学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/igakuhtm/hyouka.htm>)

理工学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/riko/hyokaiinkai.htm>)

農学部 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/nogaku/hyokaiinkai.htm>)

参照資料 11-3-①-カ：大学評価について ウェブサイト (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>)

#### 【分析結果とその根拠理由】

学長及び役員会等の法人組織と各部局等の間で、「自己点検・評価 → 現状・問題点の把握 → 改善点の指摘 → 改善策の実行」という自己点検・評価・改善のサイクルを行うための規則類と評価実施体制が整備され、これにより大学全体及び部局単位において、自己点検・評価の取組がなされ、その結果が各報告書として示されており、自己点検・評価が適切に実施されている。また、自己点検・評価の結果等が、役員会等で報告され特に重要な法人評価の結果については教職員にメールで周知を行うとともに、インターネット上で公開されており、大学内及び社会に対して広く公開されている。

**観点 11-3-②： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。**

#### 【観点到係る状況】

本学の全体の状況については、法人評価に関する報告書を国立大学法人評価委員会に提出し、国立大学法人評価委員会により評価を受けている。その際、提出前の自己点検・評価報告書と法人評価結果について、外部委員を加えた経営協議会で審議・検証を行っている（資料 11-3-②-A）。


資料 11-3-②-A : 経営協議会 (平成 20 年 6 月 23 日) 議事要旨 (抜粋)

平成 20 年度第 2 回経営協議会議事要旨	
日 時	平成 20 年 6 月 23 日 (月) 15:30~17:25
場 所	学長室
審議事項	
4	中期目標期間の評価に係る報告書について 西河理事から、資料 4 に基づき説明があり、また学長からパワーポイントを用いて補足説明がなされ、審議の結果了承された。 なお、委員の間で運営費交付金を中心とした意見が交わされた。

(出典：平成 20 年度第 2 回経営協議会議事要旨)

また、各部局は、「大学評価の実施に関する規則 (第 3 条第 2 項)」(資料 11-3-①-A 【前掲】) に基づき、各部局の自己点検・評価に関して外部評価者による検証を実施し(資料 11-3-②-B), その結果を学長に報告している。

資料 11-3-②-B : 部局評価の外部評価者による検証例 (部局例示・抜粋)

<p>FD の充実に力を傾注したことなど評価されるべき点はあるが、機構が教育活動の重点事項の審議に留まることなく、佐賀大型リベラルアーツの構築のために必要な提案をもっと積極的に行うよう要望する。このことは、評価基準の項でも同じ趣旨のことを要望したのであるが、問題点のひとつに挙げられている教養教育に対する構成員の関心を喚起していくために機構にとり重要な責務と言えよう。</p> <p>国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則第 3 条第 2 項に定める検証を行い、上記のような結果が得られたので、ここに報告する。</p> <p style="text-align: right;">平成 21 年 1 月 9 日</p> <p style="text-align: right;">検証者</p> <p style="text-align: right;"></p>
--

(出典：平成 19 年度 教養教育運営機構 自己点検・評価報告書)

【分析結果とその根拠理由】

毎年度の国立大学法人評価委員会による評価を受け、その評価結果について外部委員を含む経営協議会における審議・検証を実施している。各部局等は、自己点検・評価に関して外部評価者による検証を実施し、その結果を学長に報告している。以上のことから、自己点検・評価の結果について、外部者によって検証する体制が整備され、実施されている。



観点 11-3-③： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

国立大学法人評価委員会による評価結果については、問題点や指摘事項等を役員会及び教育研究評議会、経営協議会で審議し、部局長、部局評価委員及び事務職員を対象に学長が開催する「第一期中期目標・中期計画に関する説明会」(別添資料 11-3-③-1)などを介して、各担当理事から各部局等に対して改善点の指摘や対応の指示が出され、これに基づいて各部局等は、中期計画・年度計画の進捗状況の確認と見直しを行い、各担当理事に報告するサイクルにより、評価結果のフィードバックと改善の取組がなされている。この取組により、継続的に問題点を改善に結びつけていることが、国立大学法人評価委員会による、各年度に係る業務の実績に関する評価結果(資料 11-3-③-A)に示されている。

資料 11-3-③-A： 法人評価結果に基づいた改善事例

国立大学法人佐賀大学の平成 17 年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

また、平成 16 年度の評価委員会の評価結果を踏まえ、教員の個人業績評価の試行が実施され、各学部で 100%に近い教員の自己点検・評価と学部等の評価組織による自己点検・評価が実施されており、評価の充実に向けて努力していることは評価できる。今後、事務職員も含めた評価の本格実施及び評価結果の的確な活用が期待される。

国立大学法人佐賀大学の平成 18 年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

—中略—また、平成 17 年度の評価委員会の評価結果を踏まえ、人事評価システムについて、事務職員においては、一部の職員を対象に試行され、技術職員においても、平成 19 年度に試行し、平成 20 年度から本格実施することを決定するなど、課題に取り組んでいる。一方、毎年度の部局評価及び個人評価を活用するための指針並びに自己点検結果を大学全体の改善に反映するシステムの策定が検討段階にとどまっており、さらに文系について、既存の組織と連携しながら、それぞれの組織改革構想を総合的に検討し、構想案の策定が検討段階にとどまっていること等、取組に遅れが見られ、早急な対応が求められる。

国立大学法人佐賀大学の平成 19 年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 全体評価

—中略—また、平成 18 年度の評価委員会の評価結果を踏まえ、部局評価及び個人評価の結果を活用するために、「評価結果の活用に関する指針」及び「評価結果の活用に関する要領」を定め、役員会の検証結果を基に改善の勧告やインセンティブの付与を行える仕組みを構築するなど、課題に取り組んでいる。

(出典：各年度の「業務の実績に関する評価結果」)

各部局等で実施する自己点検・評価及び個人評価の結果は学長に報告され、学長は、「大学評価の実施に関する規則」(第 8 条)(資料 11-3-①-A【前掲】)、「評価結果の活用に関する指針」(参照資料 11-3-③-ア)及び「評価結果の活用に関する要項」(参照資料 11-3-③-イ)に基づき、部局及び教員の活動状況に関する自己点検・評価等の結果を役員会等で検証し、改善点の指摘や対応の指示(資料 11-3-③-B)及びインセンティブの付与(資料 11-3-③-C)など、各部局等に対するフィードバックを行っている。

資料 11-3-③-B: 各部局等の諸活動に関する役員会検証結果 (部局例示: 医学部)

評価結果 (□に、✓を付ける)				役員会による検証結果			
教育・学生支援	✓良好	□おおむね良好	□不十分	総合評価(□に、✓を付ける) □良好 ✓おおむね良好 □不十分			
研究	✓良好	□おおむね良好	□不十分	特に優れている取組 (田代) 学部 ・学生チューター制度の実施 ・学生会への支援 ・学生の自発的学習を促す取組 研究科 ・「がんプロフェッショナル養成」教育課程の実施			
国際交流・社会貢献	□良好	✓おおむね良好	□不十分	(西河) 研究成果が上がっている。 (向井) 地域医療科学教育研究センター(福祉健康科学部門)では、福祉用具 関連企業、介護支援業者との椅子、マグカップ等の取り組みを行った。 (野中) 経費の節減に向けた取組及びエコアクションに対する取組として、他 学部で不要となった節電タイプの照明器具136台を再利用。			
組織運営・財務	□良好	✓おおむね良好	□不十分	附属病院 (向井) ・地方にあって初期研修者充足率が回復していることは減多にないこと ・国立大学法人における附属病院の財務分析で全国ランキング1位になったこと ・感染症診療の充実が顕著			
部局固有の業務	✓良好	□おおむね良好	□不十分	改善を要する事項 (田代) 研究科(修士) ・就職率 ・休学率 研究科(博士) ・留年率 ・就職率(重要)			

(出典: 平成19年度部局等評価結果について (通知))

資料 11-3-③-C: 部局等評価に係るインセンティブの付与 (例)

平成20年12月19日

文化教育学部長  
医学部長 殿

学 長  
長 谷 川 照  
(公印省略)

平成19年度部局等評価に係るインセンティブ経費の付与について (通知)

標記について、国立大学法人佐賀大学における評価結果の活用に関する指針(平成19年12月12日制定)に基づき、平成19年度の各部局等の諸活動について役員会で検証を行った結果、貴部局の下記取組を「特に優れている取組」と評価し、インセンティブ経費として50万円を付与することとしましたので、通知します。

記

\*文化教育学部  
・平成19年度専門職大学院等教育推進プログラム「発達障害と心身症への支援に強い教員の養成」の実施。

\*医学部  
・地方大学にあって初期研修者充足率が回復している。  
・国立大学法人における附属病院の財務分析で全国ランキング1位になった。  
・感染症診療の充実が顕著。

(出典: 平成19年度部局等評価に係るインセンティブ経費の付与について (通知))

別添資料 11-3-③-1: 第一期中期目標・中期計画に関する説明会 実施要領

～平成19年度年度評価及び中期目標期間の評価を踏まえた今後の取り組み～

参照資料 11-3-③-ア: 佐賀大学における評価結果の活用に関する指針

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokasisin.htm>)

参照資料 11-3-③-イ: 佐賀大学における評価結果の活用に関する要項

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/kanri/hyokayoukou.htm>)

**【分析結果とその根拠理由】**

国立大学法人評価委員会による法人評価の結果については、問題点や指摘事項等を役員会、教育研究評議会及び経営協議会で検討し、各担当理事から各部局等に対し指示がなされ、事例が示すように改善策の実行に結びつけられている。各部局等で行われた自己点検・評価及び教員の個人評価の結果については、各部局から学長に報告され、役員会等で検証し、改善点の指摘や対応の指示及びインセンティブの付与など各部局等に対してフィードバックを行っている。

以上のことから、評価結果が改善に結びつけられるシステムが整備され、機能している。

**観点 11-3-④： 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。**

**【観点に係る状況】**

本学の広報活動を学内外の視点で展開するために、ジャーナリスト、同窓会員、学生等の外部アドバイザーが参画した広報室（参照資料 11-3-④-7）、広報室長、各学部の広報委員長、入試や就職等担当の課長で構成する「広報戦略会議」（参照資料 11-3-④-1）を設置し、教育研究等の活動状況に関する情報を広報誌「かちがらす」、メールマガジン、定例記者会見、オープンキャンパスなどを通して積極的に発信するとともに、本学ウェブサイトにおいて、教育研究活動等に関する情報を下記（資料 11-3-④-A）のように社会に発信している。

また、本学が保有する研究成果の情報を広く発信する目的で、「シーズ 100 展」など、東京や佐賀で公開発表会を実施している（別添資料 11-3-④-1）。

資料 11-3-④-A 本学の教育研究活動関連ウェブサイト一覧

「注目コンテンツ」トップページ <http://www.saga-u.ac.jp/>  
 ※入試情報 [http://www.sao.saga-u.ac.jp/New\\_wwwout/Kouhou/](http://www.sao.saga-u.ac.jp/New_wwwout/Kouhou/)  
 ※公開講座 <http://www.saga-u.ac.jp/somu/kokai.html>  
 ※エコアクション21取得 [http://www.saga-u.ac.jp/eco\\_action.html](http://www.saga-u.ac.jp/eco_action.html)  
 ※特色ある教育と研究 <http://www.saga-u.ac.jp/traid.html>  
 「大学案内」 <http://www.saga-u.ac.jp/outline.html>  
 教育研究について  
 ※教員基礎情報（教員の教育研究活動情報：基本情報，教育研究業績，社会・国際貢献活動等）  
<http://dlsyllabus.dl.saga-u.ac.jp/StaffDB-docs/NewSouran/index.php?SearchType=RESRESULT>  
 ※研究室訪問 <http://www.alis.saga-u.ac.jp/saga-tlo02/tlo/index.html>  
 社会貢献活動  
 ※社会貢献の方針 <http://www.saga-u.ac.jp/koho/syakaikouken.html>  
 ※地域貢献推進室 <http://www.saga-u.ac.jp/chiiki/index.html>  
 ※国際貢献推進室 <http://www.irdc.saga-u.ac.jp/>  
 「学部・大学院案内」 <http://www.saga-u.ac.jp/school/>  
 ※文化教育学部・教育学研究科，経済学部・経済学研究科，医学部・医学系研究科，理工学部・工学系研究科，農学部・農学研究科の各ページへ  
 「附属施設・研究施設」 <http://www.saga-u.ac.jp/institution/>  
 学内共同利用施設  
 ※附属図書館 <http://www.lib.saga-u.ac.jp/>  
 ※保健管理センター <http://www.suhcc.saga-u.ac.jp/>  
 学内共同教育研究施設等  
 ※総合分析実験センター <http://www.iac.saga-u.ac.jp/>  
 ※総合情報基盤センター <http://www.cc.saga-u.ac.jp/index.j.php>  
 ※低平地研究センター <http://www.ilt.saga-u.ac.jp/index.html>  
 ※高等教育開発センター <http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/>  
 ※有明海総合研究プロジェクト <http://www.ariake.civil.saga-u.ac.jp/index.html>  
 ※地域学歴史文化研究センター <http://www.chiikigaku.saga-u.ac.jp/>  
 ※シンクロトン光応用研究センター <http://www.slc.saga-u.ac.jp/>  
 ※海浜台地生物環境研究センター <http://www.cbc.saga-u.ac.jp/>  
 ※留学生センター <http://www.isc.saga-u.ac.jp/>  
 附属学校園※附属幼稚園，附属小学校，附属中学校，附属特別支援学校のページへ  
 全国共同利用施設  
 ※海洋エネルギー研究センター <http://www.ioes.saga-u.ac.jp/>  
 その他  
 ※産学官連携推進機構 <http://www.alis.saga-u.ac.jp/>  
 ※教養教育運営機構 <http://www.ofge.saga-u.ac.jp/>  
 「学生センター」 <http://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/>  
 （授業科目のシラバス，時間割，オフィスアワー，学生相談，授業料免除等の教育情報）  
 佐賀大学広報誌「かちがらす」 <http://www.saga-u.ac.jp/koho/index.html>  
 佐賀大学「メールマガジン」 <http://www.saga-u.ac.jp/mailma/index.html>

（出典：本学ウェブサイト）

別添資料 11-3-④-1：「シーズ100展」ポスター等

参照資料 11-3-④-ア：国立大学法人佐賀大学広報室設置要項 (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/suisinsitu/kohositu.htm>)

参照資料 11-3-④-イ：国立大学法人佐賀大学広報戦略会議要項

(<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/suisinsitu/kohousenryaku.htm>)

【分析結果とその根拠理由】

「広報室」及び「広報戦略会議」を設置し，上記のように，様々な方法により教育研究活動等に関する情報を発信する取組がなされており，教育研究活動の状況や成果が広く社会に発信されている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

- 事務職員の専門性を高めるために、「大学院研修」制度を実施し、職員の資質の向上を図っている。
- 経営協議会の他に、「どがんね、こがんよ、学生懇談会」、「事務系職員提案制度」、外部アドバイザーからの意見、報道機関との懇談会（二十日会）など、多様な取組により学内外の意見等広く受け入れ、管理運営に反映している。
- 学長及び役員会等の法人組織と各部局等の間で、「自己点検・評価→現状・問題点の把握→改善点の指摘→改善策の実行」の自己点検・評価サイクルが確立している。
- 本学が保有する研究成果の情報を広く発信する目的で、「シーズ 100 展」など、東京や佐賀で市民向けの公開発表会を実施している。

### 【改善を要する点】

- 自己点検・評価の体制は整ってきたが、より効率的に実施するための工夫が必要である。

## (3) 基準 11 の自己評価の概要

学長及び理事の補佐体制や各理事の下に管理運営の実務を行う「室」や各種委員会などの体制等が整備され、学長のリーダーシップの下で意思決定が行われている。危機管理については、要項・規程等で明示された「危機管理体制」や「研究費不正使用防止責任体制」等が整備されており、「危機管理基本マニュアル」及び「研究費不正防止計画ガイドライン」などが策定されている。

事務組織は、6部13課、2主幹付、5学部事務部等からなる事務体制が整備され、管理運営・教育研究を支援するとともに、各種の事務研修や大学院研修を実施するなど、職員の資質の向上のための取組が組織的に行われている。

管理運営に当たっては、学生対象アンケート調査、学生懇談会、各種委員会、大学運営連絡会、事務連絡会議、事務系職員提案制度などを通じた学生・教職員からの意見聴取、経営協議会、外部アドバイザー等の意見など、様々な取組により学内外の意見を管理運営に反映している。また、適切に監査を実施しており、監事からの意見を大学運営に反映している。

管理運営に関する方針が中期目標に明確に定められ、それに基づいて諸規程が整備されており、委員や役員の選考、責務、権限等についても規則等の中に明確に示されている。大学の活動状況に関するデータや情報は、組織的に収集・蓄積されるとともに、本学ウェブサイトに掲載されており、教職員が必要に応じてアクセスし、活用できるようになっている。

自己点検・評価・改善のサイクルを行うための体制が整備され、大学全体及び部局単位において、自己点検・評価の取組がなされている。各部局等の評価委員会には、外部評価委員を委嘱して外部評価を実施し、その結果を学長に報告するとともに報告書としてインターネット上で公開している。国立大学法人評価委員会による法人評価の結果は、問題点や指摘事項等を役員会、教育研究評議会及び経営協議会で検討し、各担当理事から各部局等に対し指示がなされ、改善策の実行に結びつけられている。各部局等で行われた教員の個人評価及び部局等自己点検・評価の結果については、役員会等で検証し、改善点の指摘や対応の指示及びインセンティブの付与など、各部局等に対するフィードバックがなされている。

教育研究等の活動状況に関する情報を、広報誌「かちがらす」、メールマガジン、定例記者会見、オープンキャ

ンパス，研究シーズの公開発表会などを通して積極的に発信するとともに，本学ウェブサイトにおいて，様々な教育研究活動等に関する情報を社会に発信している。